

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	理容所の使用前検査		
根拠法令及び条項	理容師法第11条の2		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 理容師法第12条第1号～3号 同4号で定める条例：那覇市理容師法施行条例第3条(別紙)		
34審査基準 設定年月日	平成27年 2月 1日	審査基準 最終変更年月日	平成27年 2月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(10日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年 2月 1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成27年 2月 1日
所管部署	健康部 生活衛生課		
備考	法令等の規定において判断基準が言い尽くされている。		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(別紙)

別表第 2(第 3 条関係)

- (1) 理容所には、理容の作業を行う作業場及び客の待合所を設けること。
- (2) 理容所は、住居等と区分すること。
- (3) 作業場の床面積は、理容いす 2 脚まで 9.9 平方メートル以上とし、理容いす 1 脚増すごとに 3.3 平方メートルを加えた面積以上とすること。
- (4) 腰板の高さは、床面から 60 センチメートル以上とすること。
- (5) 天井は、ほこりの落下を防ぐ構造とすること。
- (6) 理容所(便所その他客の利用する場所を含む。)は、月 1 回以上ねずみ、昆虫等の防除を行うこと。
- (7) 常時備え付ける布片類及び理容器具等の種類及び数は、[次の表](#)のとおりとすること。

布片類及び理容器具等	備付数
1 タオル	理容いす 1 脚ごと 20 枚以上
2 カッティングクロス	理容いす 1 脚ごと 2 枚以上
3 シャンプークロス	理容いす 1 脚ごと 1 枚以上
4 シェービングクロス	理容いす 1 脚ごと 1 枚以上
5 クリッパー(替刃)	理容いす 1 脚ごと 2 個以上
6 かみそり	理容いす 1 脚ごと 2 個以上
7 はさみ	理容いす 1 脚ごと 2 個以上
8 くし	理容いす 1 脚ごと 3 個以上
9 刷毛	理容いす 1 脚ごと 2 個以上
10 シェービングブラシ	理容いす 1 脚ごと 2 個以上
11 仕上げブラシ	理容いす 1 脚ごと 2 個以上
12 ふけとりヘアーブラシ	理容いす 1 脚ごと 3 個以上
13 受け皿(器具)	理容いす 1 脚ごと 1 個以上

14 シェービングカップ	理容いす 1 脚ごと 1 個以上
15 シャンプー容器	1 理容所ごと 1 個以上
16 石けんポット	1 理容所ごと 1 個以上
17 パウダー振出容器(又はパウダーポット)	1 理容所ごと 1 個以上
18 スポイト	1 理容所ごと 1 個以上
19 ドライヤー	1 理容所ごと 1 台以上
20 酒精綿入れ	1 理容所ごと 1 個以上
21 液量計	1 理容所ごと 1 個以上